



発行 東京都

目次

告示

○行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………

告示

●東京都告示第八百四十九号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい……………第十四条の規定による行政処分について、法第十四……………条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月十一日

一 被処分者

(一) 氏名

佐藤 進

(二) 事務所の名称

行政書士暁国際法務事務所

(三) 事務所の所在地

新宿区高田馬場四丁目四十番十三ー一〇二号

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第九三〇八一ー一八四号

二 処分年月日 平成二十七年四月二十四日

三 処分の内容 業務の禁止

四 適用条文 法第一条の二第二項、第一条の三第一項……………ただし書、第九条及び第十三条

●東京都告示第八百五十号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない……………ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六……………号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引……………業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七……………条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当……………該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十七年五月十一日

東京都知事 外 添 要 一

商号 代表者氏名 主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年月日

西国立ハ 代表 立川市羽衣町二丁目三(4)第七四一……………ウジング 長松 美智 十一番十号 三十八号 六月二……………子

株式会社 代表取締役 豊島区西池袋一丁目二……………うちカフ 本多 悟 十八番七号 九七号 七月十……………エ

株式会社 代表取締役 世田谷区若……………ビステツ 伊佐 秀雄 林四丁目二……………ク 十七番十四号 九八号 二月十……………号

●東京都告示第八百五十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九……………十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、大手町一丁目……………2地区開発事業について、環境影響評価書及びその概要の……………提出があつたので、同条例第五十九条第一項の規定により……………次のとおり告示する。

平成二十七年五月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在……………地

三井物産株式会社

代表取締役副社長 雑賀 大介

千代田区丸の内一丁目一番三号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

大手町一丁目2地区開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区大手町一丁目に位置する計画地において、業務機能や文化・交流機能を持ち、環境性能及び防災機能を備えた複合用途建築物を建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年五月十一日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」における「高層建築物の新築」に該当するため、「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年8月、都規則第134号)第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.075ppmであり、環境基準(0.06ppm)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は48.6%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.056mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は20.7%である。なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的な稼働に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質燃料の使用を徹底する。また、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.046～0.048ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.2～1.2%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.047～0.048mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.046～0.048ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.1%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.047mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は3.3%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.047mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.047ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】工事開始11ヶ月目の建設作業レベル(L_{eq})は79dB(計画地北側敷地境界)であり、「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)を下回る。また、工事開始20ヶ月目の建設作業レベル(L_{eq})は72dB(計画地南側敷地境界)であり、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準(80dB)を下回る。工事開始11ヶ月目の建設作業レベル(L₁₀)は70dB(計画地北側敷地境界)であり、「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)を下回る。また、工事開始20ヶ月目の建設作業レベル(L₁₀)は67dB(計画地南側敷地境界)であり、「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】道路交通騒音レベル(L_{eq})は、昼間で67～70dBである。№1、№3～№6では環境基準を下回り、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満～1dBである。また、№2では環境基準を上回るが、現況において環境基準と同値であり、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は2dBである。なお、工事の施行中は、工事用車両に対して規制速度の遵守や過積載の防止を指導し、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>【道路交通振動レベル(L₁₀)】は、昼間で36～48dB、夜間で35～45dBであり、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～2dB、夜間で1dB未満～1dBである。</p>
3. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象区域が含まれているが、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制値を下回る。</p>
4. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>地上デジタル放送の広域局の遮へい障害は計画地敷地境界から南西方向に最大距離約50mの範囲に、果城局の遮へい障害は計画地敷地境界から南西方向に最大距離約130mの範囲に、衛星放送の遮へい障害は計画地敷地境界から北北東方向及び北東方向に最大距離約250mの範囲に生じると予測する。</p> <p>なお、障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施する。</p>
5. 風環境	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物の建設後には一部の地点で傾斜の変化はみられるが、防風植栽を適切に配置することにより、建設前よりも領域C(中高層市街地相当)の地点は減少し、工事の完了後の風環境は、計画地及びその周辺の街並みとして許容される風環境であると考える。</p>
6. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】計画地周辺の主な景観構成要素は高層建築物、道路、溪、緑地等であり、工事の完了後は、計画建築物の建設により景観構成要素を大きく変化させることはない。また、計画地西側(皇居側)は、地域固有の植生や生物多様性に配慮した大規模緑地空間を含む広場空間を整備し、計画建築物の周辺には水景や芝生広場を計画し、皇居の水と緑との調和を図る。計画建築物は、大手町・丸の内地区全体で形成するスカイライントの調和に配慮するとともに、計画地の中央のA棟は影りが深く陰影のある繊細な外装デザインとし、大手町地点に位置する東側のB棟はガラスと金属を基調とした高質都市的な外装デザインとする等、景観形成に配慮することから、風格ある都市景観を維持すると考える。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観(つづき)	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後は、近景域では計画建築物が眺望を変化させる要素となるが、周辺開発事業の高層建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識される。また、中景域及び遠景域では計画建築物は周辺の中高層建築物群が形成する都市景観の一部となり、眺望の変化は小さいことから、大手町・丸の内地区の風格ある都市景観を維持すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地近傍における工事の完了後の計画建築物の形態率は、12.2～35.1%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して1.0～16.3%増加するが、計画建築物の高層部と低層部デザインの切り替えによる分節を図り、低層部をガラスやビロテイルを基調としたデザインとすることで、広場と一体となった開放的で軽やかな足元空間を創出し、敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことにより、圧迫感の軽減が図られると考える。</p>
7. 史跡・文化財	<p>《工事の進行中》</p> <p>【周辺地域の文化財の損傷等の程度】 計画地南側の敷地境界に隣接する東京都指定文化財である「将門塚」に対して、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう仮囲いを設置するとともに、土工等の前にソイルセメント壁(SMW)を根切り底面より深い位置まで構築し、掘削を行うことにより、周辺地盤の沈下を防ぐ。また、地下掘削工事では逆打工法を採用し、剛性の高い地下の各階床を支保工として山留壁の変形を抑制することにより、地盤の変形を抑制する等の適切な工事を実施する。</p> <p>なお、本事業の工事により「将門塚」の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、「東京都文化財保護条例」、「千代田区文化財保護条例」に基づき適切な対応を図る。</p> <p>したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないことから評価の指標を満足する。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲については、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会に提出し、東京都教育委員会から保護上必要な指示があった場合は、遺跡の取り扱いについて千代田区教育委員会と協議を行い、適切な対応を図る。</p> <p>また、事業計画地内には周知されていない埋蔵文化財が存在する可能性が高いことから地下構造物の解体工事等にあたっては、慎重に作業を行うとともに、工事の進行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、「文化財保護法」に基づき、千代田区教育委員会等関係機関と協議を行い、適切な対応を図る。</p> <p>したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないことから評価の指標を満足する。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【文化財等の周辺の環境の変化の程度】 計画地南側の敷地境界に隣接する東京都指定文化財である「将門塚」に対しては、計画建築物による日影の影響は小さく、風環境の著しい変化もないことから、周辺の環境の変化は小さい。</p> <p>したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないことから評価の指標を満足する。</p>

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みらい創造舎

三 代表者の氏名

石井 奈津美(石川 奈津美)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八番二号

五 定款に記載された目的

自らの使命に気づき、志を持って生ききる人。広く世界と社会を、ながく時間と距離を、深く自然と人間を考慮えられる人。多様性を歓迎し、未知に挑戦し、その生き様が他者に影響を与える人。かかるリーダーの輩出を通じて、結果として豊かな精神性の社会、持続可能で幸せな発展を遂げる平和な世界を創出することを本団体の目的とする。

当該目的を達する為、社会の本質的な複雑さ、構造の理不尽さ、生命の美しさ、人の想いの暖かき、斯様な世

界それ自身を教材として、元來人の持つ好奇心と創造性を活かし育むものとする。

それら人材を輩出し続ける仕組みが、社会を変えるに至るまで存続する為、教育とは社会と人、世界と人の間に揺蕩うものであることの自覚と共に組織の成功体験を、自らの認識を、常に過去のものとし、成長する組織として自身を律することを、みらい創造舎の本懐とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人インビジブル

三 代表者の氏名

林 曉甫

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿二丁目二十三番三号 二〇一号室

五 定款に記載された目的

アートを地域活性の起爆剤とする。従来の社会課題の解決方法を用いるのではなく、地域／当事者／社会弱者／環境の視座を軸として、アート・エンゲージメント手法を用いて、地域の新たな創成を目指し、顧客基盤を確保し、製品／サービス／事業の創造を行う。

上記の活動を通じて、一人ひとりの想像力の拡張を促し、アートの有用性と持続可能性の回復を支援し、豊かに暮らせる社会の実現に寄与する。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年五月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。
平成二十七年五月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二子玉川ライズ・ショッピングセンター、二子玉川ライズ・ドッグウッドプラザ、二子玉川ライズ・オークモール

二 店舗所在地

世田谷区玉川二丁目二十一番一
号 ほか

三 設置者名

東京急行電鉄株式会社ほか二十一
名

四 設置者住所

渋谷区南平台町五番六号ほか

五 変更を行った設置者名

東神開発株式会社ほか四名

六 変更前の設置者住所

世田谷区瀬田一丁目二十三番九号
(株式会社フアズ) ほか

七 変更後の設置者住所

世田谷区玉川二丁目二十一番一

所 百十号(株式会社フアズ) ほか

八 変更前の設置者の代表者名

関 敏明(東神開発株式会社) ほか

九 変更後の設置者の代表者名

松本 靖彦(東神開発株式会社) ほか

十 変更日

平成二十六年十二月一日ほか

十一 届出日

平成二十七年三月二十六日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

十三 縦覧期間

平成二十七年五月十一日から同年
九月十一日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日
を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年五月十一日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年五月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋上野店
- 二 店舗所在地
台東区上野三丁目二十九番五号
- 三 設置者名
株式会社大丸松坂屋百貨店
- 四 設置者住所
江東区木場二丁目十八番十一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社松坂屋
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社大丸松坂屋百貨店
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社大丸松坂屋百貨店
- 八 変更前の小売業者の住所
愛知県名古屋市中区栄三丁目十六番一号
- 九 変更後の小売業者の住所
江東区木場二丁目十八番十一号
- 十 変更前の小売業者の代表者名
茶村 俊一
- 十一 変更後の小売業者の代表者名
好本 達也
- 十二 変更日
平成二十五年四月一日ほか
- 十三 届出日
平成二十七年四月三日
- 十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)
- 十五 縦覧期間
平成二十七年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東

京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十七年五月十一日

- 一 店舗名
東宝ツインタワービル
- 二 店舗所在地
千代田区有楽町一丁目五番二号
- 三 設置者名
東宝不動産株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者
千代田区長
- イ 概要
意見なし
- ウ 収受日
平成二十七年四月十五日
- 五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)
- 六 縦覧期間
平成二十七年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号 郵便番号 163-8001
定価 一箇月 三〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002

